部を改正する省令を次のように定める。 部を改正する省令を次のように定める。 部を改正する省令を次のように定める。
動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の
部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年三月二十七日
国土交通大臣北側一雄
環境大臣(小池百合子
自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める
省令の一部を改正する省令
自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令
(平成十四年

のとする。
日又は計画期間が満了した日から三月以内」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」と読み替えるも
三十一日以前である計画を提出した特定事業者については、同項中「特定事業者に該当することとなった
第三条(前条の規定により改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなされる日が平成十八年五月
規定する目標年次の最終日は、改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなす。
第二条 この省令の施行の日前に改正前の第一条第一項の規定により提出された計画における同条第二項に
(経過措置)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)
附則
間が満了した日」を加える。
から五年程度の将来の」を「計画期間が満了する」に改め、同条第三項中「なった日」の下に「又は計画期
第一条第一項中「計画を」の下に「、三年から五年程度の計画期間ごとに」を加え、同条第二項中「三年